

平成 28 年 7 月に発生したトラブル事象について（1／1）

区分IV

件名	プラズマ炉補修工事における腰痛の発生
発生日時	平成 28 年 7 月 1 日(金) 10 時 20 分頃
発生場所	増設処理施設 プラズマ分解炉室 2 系プラズマ溶融炉 3 階炉頂デッキ部(管理区域レベル 2)
環境への影響	なし
PCB 汚染の可能性	なし
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>【概要】 プラズマ溶融分解炉はPCB入りの安定器や小型電気機器等を熱分解する装置で、増設施設に2基設置されている。プラズマ溶融分解炉は高温で連続運転するため傷みが早いことから、6～7月に大規模補修工事を実施している。被災者は、炉補修工事において、キャスタブル(耐火骨材と水硬性セメントの混合物)施工作業を行っていた。 施工作業において、1袋 25kgのキャスタブルを床よりミキサー上部(約 1.5m高)に持ち上げようとした被災者が、作業中に腰を痛めたものである。</p> <p>【時系列】(時刻は頃) 6/9(木) 増設施設において、2系プラズマ溶融分解炉の大規模補修工事を開始した。(～7/19 の予定) 7/1(金) 8:00 当日の作業内容を確認した。 9:10 被災者がプラズマ分解炉室に入室し、2 系プラズマ溶融分解炉 3 階炉頂デッキ部でキャスタブル施工作業(水練作業)を開始した。 10:20 被災者が腰痛を訴え、監督員の了解を得て、自力で業者詰所に戻った。 11:20 被災者の所属する会社の車で、市内の整形外科へ搬送した。(11:30 到着) 13:00 同医院にて診察、治療を開始した。 13:30 治療が終了した。診断結果は腰痛症で湿布処置を行ない、自宅で安静とした。 7/2(土) 被災者は通常通り出社した。(これにより不休災害となった)</p>
事象による影響 (安全への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> 今工期中は 2 人作業とする。 キャスタブルの置き位置を床面より 65cm 以上とする。
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> 1袋 25kgのキャスタブルを床よりミキサー上部(約 1.5m高)に持ち上げようとしたため腰を痛めた。
再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 今工期中は 2 人作業とし、次回プラズマ炉補修工事(9 月 1 系プラズマ炉補修工事)時にローラコンベア等省力機器導入の有効性を確認する。
水平展開	<ul style="list-style-type: none"> 運転会社での重量物取扱いの制限重量について、今後もルールを遵守するよう注意喚起了。
連絡・公表の状況	<p>【事象区分の判断】 通達連絡・公表基準に基づく、区分IV(微傷災害: 1回のみ受診の不休災害)に該当。</p> <p>【対外対応】 7/1 13:02～13:20 胆振・環境生活課、室蘭市・環境課、道・循環型社会推進課、室蘭労働基準監督署、JESCO本社に電話第一報連絡(この時点ではトラブルと確定せず「作業中に腰痛を訴えた作業員が病院に向かった。労災か否か、再度連絡する。」)と連絡 16:55～17:11 胆振・室蘭市・道・労基署・JESCO本社に、労災であることが確定したことから、事象概要をメール(労基署はFAX)にて発信した旨を電話第二報連絡。 7/4 11:20～11:30 室蘭労働基準監督署 第三方面主任監督官に概要を説明。 7/6 14:00～15:00 (現場14:40～14:50)胆振・環境生活課2名、室蘭市・環境課1名による立入検査(現場及び関係書類)を受検。</p> <p>【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、8/10 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。</p>

件名 プラズマ炉補修工事における腰痛の発生

図・写真

増設施設 機器配置図

プラズマ分解炉
3階炉頂デッキ部

キャスタブルをミキサー上部に移動作業中であった。

床のキャスタブルを持ち上げようとして、腰を痛めた。

駆けつけたところ、このような体制でうずくまっていた。